外

務

省

15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	$\vec{-}$	2	1	_	
競争及び消費者の保護(第十五章)	投資(第十四章)	電子商取引(第十三章)	自然人の移動(第十二章)	金融サービス(第十一章)	電気通信サービス(第十章)	サービスの貿易(第九章)	エネルギー及び鉱物資源(第八章)	食料供給(第七章)	強制規格、任意規格及び適合性評価手続(第六章) 八	衛生植物検疫に係る協力(第五章) 七	税関手続(第四章)	原産地規則(第三章)	物品の貿易(第二章)	総則(第一章)	協定の内容	協定締結の意義	協定の成立経緯	概説	ページ

三	0.0	0.1	0.0				
協	22	21	20	19	18	17	16
協定の実施のための国内措置五三	実施取極	附属書	最終規定(第二十章)	紛争解決(第十九章)	経済関係の緊密化(第十八章)	政府調達(第十七章)	知的財産(第十六章)

概説

1 協定の成立経緯

みるに至ったので、平成二十六年(二千十四年)七月八日にキャンベラにおいて、 交渉を開始することについて一致し、 平成十八年(二千六年)十二月の我が国とオーストラリアとの間の電話首脳会談において、二国間の経済連携協定の締結に向けた 平成十九年 (二千七年) 四月から両国間で交渉を行った結果、 我が方安倍内閣総理大臣と先方アボット首相との 協定案文について最終的合意を

2 協定締結の意義

間でこの協定の署名が行われた。

的 な経済連携が構築されることを通じ、 この協定の締結によって、 我が国とオーストラリアとの間の貿易の自由化及び円滑化が促進され、 両国経済が一段と活性化し、 ひいては両国関係全般が一層緊密化することが期待される。 また、 幅広い分野において互恵

二協定の内容

Ļ この協定は、 実施取極が作成されている。 前文、 本文二百七十四箇条及び末文並びに協定の不可分の一 それらの概要は、 次のとおりである。 部を成す附属書から成っている。 また、この協定に関連

1 総則 (第一章)

- (1) 両締約国は、自由貿易地域を設定する旨定める。(第一・一条)
- 協定における用語の一般的定義について定める。(第一・二条)

(2)

- (3)Ļ 又は公に利用可能なものとすること等を定める。 方の締約国は、 協定の対象となる事項に関する法令、 (第一・三条) 行政上の手続及び一 般に適用される行政上の決定等を速やかに公表
- (4)な機会を与える旨定める。 各締約国は、 協定の対象となる事項に関し自国が採用しようとする一般に適用される措置について、 (第一・四条) 意見提出のための合理的
- (5)される措置の対象となる者に対し通知及び立場表明の機会を与えることを確保すること等を定める。 各締約国は、 自国の権限のある当局が、 最終的な行政上の決定を行う前 に、 定の場合には、 自国の法令に従って、 (第一・五条) その決定

行わ 各締約国は、協定の対象となる事項に関する行政上の行為について、速やかな審査及び正当な理由がある場合にはその是正が れるために、 司法裁判所若しくは行政裁判所又は司法上若しくは行政上の手続を維持すること等を定める。 (第一・六条)

(6)

- (7)るとともに、 方の締約国は、 協定のいかなる規定も、 自国の法令に従い、 締約国に対し、 他方の締約国が協定に従って秘密のものとして提供した情報の秘密性を保持する旨定め 秘密の情報の提供を要求するものと解してはならない旨定める。 (第 一·
- (8)定の場合を除くほか、 協定のいかなる規定も、 租税に係る課税措置については、 適用しないこと等を定める。 (第一・八

条

七条)

- (9) 協定中の一定の規定に関する一般的例外について定める。(第一・九条)
- 協定中の一定の規定に関する安全保障のための例外について定める。(第一・十条)
- (11)両締約国は、 世界貿易機関設立協定及び両締約国が締結しているその他の協定に基づく権利及び義務を再確認すること等を定

める。(第一・十一条)

両締約国政府は、 協定の規定を実施するための詳細及び手続を定める別の取極 (実施取極) を締結する旨定める。

| 条)

(12)

- (13)両締約国政府の代表者から成る合同委員会の設置及びその任務等について定める。 (第一・十三条
- 各締約国は、 協定に関する全ての事項について両締約国間の連絡を円滑にするため、 連絡部局を指定する旨定める。

十四条)

(14)

2 物品の貿易 (第二章)

一 一般規則(第一節)

- (1) 第二章における用語の定義について定める。 (第二・一条)
- (2)両 1.締約国間で取引される物品の 分類は、 統一システムに適合したものとする旨定める。 (第二・二条)
- (3)方の締約国は、 千九百九十四年のガット第三条の規定の例により、 他方の締約国の産品に対して内国民待遇を与える旨定め

る。 (第二・三条)

(4)

- 方の締約国は、 他方の締約国 「の原産品について、 附 属書一の自国の表に従って、 関税を撤廃し、 又は引き下げること等を定
- める。 第二・ 四条)
- (5)各締約国 は、 関税評価協定第 部 の規定に従い、 両締約国間で取引される物品の課税価額を決定する旨定める。 (第二・ 五.

条

は

維持してはならない旨定める。

- (6)V ずれの一 方の締約国も、 自国 [から他方の締約国に輸出される産品につい (第二・六条) て、 一定の場合を除くほか、 いかなる税も課 又
- (7)ず れの一 方の締約国も、 他方の締約国に仕向けられる産品について、 V かなる輸出補助金も導入し、 又は維持してはならな
- 旨定める。 (第二・七条)
- (8)の場合を除くほか、 いずれの一 方の締約国も、 いかなる非関税措置 他方の締約国の産品の輸入について又は他方の締約国に仕向けられる産品の輸出等につい (数量制限を含む。) も採用し、 又は維持してはならないこと等を定める。 て、 定

- (9)ガット第八条の規定に適合するものであることを確保すること等を定める。 各締約国は、 産 品の輸入若しくは輸出について又はそれらに関連して課される全ての手数料及び課徴金が、 (第二・九条) 千 九百九十四 年の
- (10)律 各締約国は、 の、 公平な、 第二章の規定の対象となる事項に関する自国の全ての法令、 かつ、 合理的な方法で実施すること等を定める。 (第二・十条) 司法上の決定及び一般に適用される行政上の決定を
- (11)れ 各締約国は、 及び輸入許可手続に関する協定に従って適用されることを確保すること等を定める。 自動輸入許可手続及び非自動輸入許可手続に係る全ての措置が、 透明性があり、 (第二・十一 か つ、 条) 予見可能な方法で実施さ
- (12)両 .締約国は、 ダンピング防止措置及び相殺措置に関し、 ダンピング防止協定及び補助金及び相殺措置に関する協定の規定につ

束を再確認する旨定める。

セーフガード -措置 (第二節

(二)

1

ての

約

(第二・十二条)

- 約国は、 一定の要件を満たす場合には、 第二節の規定に従うことを条件として、 経過期間中、 二国間セー ・フガード
- ることができること等を定める。(第二・十三条)

(1)

- (2)二国間セーフガード措置をとるに当たっての調査手続について定める。 (第二・十四 条)
- (3)二国間セーフガ ード措置をとるに当たっての条件及び制限について定める。 (第二・十五条)
- (4) 二国間セーフガード措置に係る補償について定める。(第二・十六条)
- ⑤ 暫定的な二国間セーフガード措置について定める。(第二・十七条)
- (6)国税率、 早い年において見直しの対象となり、 されること、 V 別 水準まで原産品の関税を引き上げることができ、とられた特別セーフガード措置はそのとられた年度の終了時までに限り維 セーフガー 締 約国は、 協定の効力発生の日の前日における実行最恵国税率又は附属書一に規定する基準税率のうちいずれか低いものを超えな 特別セーフガード措置に関する規定は、 F 附属書一で特定された農産品であって原産品であるものについて、附属書一に規定する条件の下においての ・措置をとることができること、 当該見直しは当該農産品の市場アクセスを改善する観点から行われること等を定める。 当該特別セーフガード措置をとるに当たり、 協定の効力発生の後十年目の年又は両締約国が合意する他の年のい その措置をとる時における実行最恵 ずれ み、 特
- (第二・十八条)
- (7)締約国が協定に基づいてとることのできるセーフガード措置と世界貿易機関設立協定に基づくセーフガード措置との関係につ
- 三 他の規定 (第三節)

て定める。

(第二・十九条)

(1)以内 該第三国に対して与えた特恵的な市場アクセスの結果として当該原産品の日 \mathcal{O} に 年 両締約国は、 に見直しを開始する旨定める。 オーストラリア いずれか早い年に市場アクセスの条件を改善する観点から見直しを行うほ 附属書一で特定された原産品の取扱いについて、 の当該原産品 に対して同等の待遇を与える観点から、 (第二・二十条) 協定の効力発生の日 当該第三国との国際協定の効力発生の日の後三箇月 本国の市場における競争力に重大な変化がある場合 か、 日 の後五年目の年又は両締約国が合意する他 本国が第三国との国際協定に基づいて当

物品の貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第二・二十一条)

(2)

(3)

- 統一システムの改正を実施するための附属書一の改正であって、 関税の税率の変更を伴わないものについて定める。
- 3 原産地規則 (第三章)

第三章における用語の定義について定める。

(第三・一条)

(4)

合同委員会は、協定の効力発生の日に、

運用上の手続規則を採択すること等を定める。

(第二・二十三条)

二十二条)

(1)

- (2)締約国の原産品について定める。 (第三・二条)
- (3)締約国において完全に得られる産品について定める。 (第三・三条)
- (4)こと等を定める。 非 、原産材料を使用して生産される産品が附属書二に定める適用可能な品目別規則に合致する場合には、 (第三・四条) 締約国 の原産品とする
- (5)産品の原産資格割合を算定する計算式等について定める。 (第三・五条)

(6)

- みなすことができる旨定める。 一方の締約国において産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、 (第三・六条) 当該 方の締約国 の原産材料と
- (7)産品について、単純な作業が行われたことのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならないこと等を定める。
- (8)産品が原産品とみなされない積送に関する基準について定める。 (第三・八条)

七条)

- (9)場合であっても、 定の要件を満たす産品については、 当該他方の締約国の原産品とみなすこと等を定める。 組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国に他方の締約国から輸入される (第三・九条)
- て、 在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が産品の生産に使用される場合におい 当 当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができること等を定め |該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについ

(10)

る。

- 産品の生産において使用される間接材料については、 当該産品が生産される締約国の原産材料とみなす旨定める。
- 条)

(11)

- (12)産品と共に納入される附属品、 予備部品又は工具の扱いについて定める。 (第三・十二条)
- (13)こん包材料及びこん包容器の扱いについて定める。 (第三・十三条)
- 地に関する証拠書類の種類について定める。

(15)

輸出

- (14)原産 (第三・十四条)
- (16)産 品 の輸入者、 輸出者又は生産者による原産地証明文書の作成等について定める。 (第三・十六条)

締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関による原産地証明書の発給等について定める。

(第三・十五条)

- (17)輸出締約国から輸入される産品について、 一定の条件が満たされる場合には、 関税上の特恵待遇を与えること
- 等を定める。 (第三・十七条)

輸入締約国は、

- (18)各締約国が原産地に関する証拠書類の提出を要求しない産品の輸入について定める。 (第三・十八条
- (19)誤りのある又は虚偽の原産地に関する証拠書類に関する措置について定める。 (第三・十九条)
- き文書及び期間について定める。 (第三・二十条)

(20)

原産地に関する証拠書類に関し、

輸出者、

生産者、

輸入者、

輸出締約国の権限を与えられた機関又は他の発給機関が保管すべ

(21) 輸入締約国の税関当局が行う輸入される産品が原産品であるか否かを決定するための確認手続等について定める。

十一条)

- (22) 輸入締約国の税関当局による原産品であるか否かについての確認のための訪問について定める。 (第三・二十二条)
- (23)輸入締約国が関税上の特恵待遇の要求を否認することができる場合等について定める。 (第三・二十三条)
- (24)輸入締約国の税関当局は、 仕入書が第三国で発給されたことのみを理由として、 原産地に関する証拠書類の受理を拒否しては
- ならない旨定める。 (第三・二十四条)

(25)

各締約国は、 自国の法令に従い、 第三章の規定に従って自国に秘密のものとして提供された情報の秘密性を保持すること等を

定める。(第三・二十五条)

- (26)各締約国は、第三章の規定に関連する自国の法令の違反に対し、 適当な罰則その他の措置を採用し、 又は維持する旨定める。
- (第三・二十六条)
- (27) 輸送中の産品又は蔵置されている産品のための経過規定について定める。 (第三・二十七条)
- (28) 原産地規則に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第三・二十八条)
- 29 附属書二及び附属書三の改正について定める。 (第三・二十九条)
- 税関手続 (第四章)

4

- (1) 第四章の適用範囲について定める。(第四・一条)
- (2) 第四章における関税法令の定義について定める。 (第四・二条)
- (3)各締約国は、 自国の関税法令に関して一般に利用される全ての関連情報を、 いかなる利害関係者についても容易に利用可能な
- ものとすることを確保すること等を定める。(第四・三条)
- (4) 各締約国が両締約国間で取引される物品の速やかな通関のために行う事項等について定める。 (第四・四条)
- (5)輸入締約国は、 産品の関税分類及び関税評価等に関し、当該産品の輸入に先立つ事前の教示についての手続を採用し、 又は維
- 持すること等を定める。(第四・五条)
- (6) 各締約国は、 両締約国間で取引される物品の一時輸入のための手続を引き続き容易にすること等を定める。 (第四・六条)
- (7) 両締約国は、 税関手続の分野において協力し、 及び情報を交換する旨定める。 (第四・ 七条)
- (8)各締約国は、 自国による税関に係る事項についての決定に関し、 影響を受ける当事者に対し、 容易に利用可能な行政上及び司
- 法上の審査についての手続を提供する旨定める。(第四・八条)
- 5 衛生植物検疫に係る協力 (第五章)

税関手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。

(第四・九条)

(9)

(1) 第五章の適用範囲について定める。 (第五・一条)

- (2)両 締 約国は、 衛生植物検疫措置 一の適用に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する旨定める。 第五
- (3)両 締 約国が更なる協力に積極的な考慮を払うこと及び世界貿易機関への通報を行う一方の締約国 |が同 時 に他方の締約国 に 対

(第五・三条)

(4)衛生植物検疫に係る協力に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第 五 兀 条

当該

通報

の写しを電子的に提供することを定める。

(5) 第五· 章の規定の効果的な実施及び運用のための調整当局の指定並びにその任務等について定める。 第五 Ŧī. 条

第五章の規定については、

適用しない旨定める。

(第五・六条

- 6 強 制規格、 任意規格及び適合性評価手続 (第六章

(6)

第十九章に定める紛争解決手続は、

- (1) 第六章の適用範囲について定める。 (第六・一条)
- (2)第六章における用語の定義について定める。 (第六・二条)

(3)

両締約国は、

(4)各締約 国は、 貿易の技術的障害に関する協定の関連規定に従い、 関連する国際規格、 指針若しくは勧告又はこれらの関連部分

貿易の技術的障害に関する協定に基づく権利及び義務を再確認する旨定める。

(第六・三条)

を自 方の締約国は、 国の強制規格及び適合性評価手続の基礎として用いること等を定める。 他方の締約国の強制規格が自国の強制規格と異なる場合であっても、 (第六・四条) 当該他

方の締

約国

0 強

制規格を同等な

(5)

- (6)合性 ŧ のとして受け入れることに積極的な考慮を払うこと等を定める。 評価 方の締約国は、 手続の結果を受け入れることを確保すること等を定める。 貿易の技術的障害に関する協定第六条の規定に従い、 (第六・五条) (第六·六条) 可能な限り、 他方の 締約国の区域において行われた適
- (7)も不利でない 一方の締約国は、 条件で強制規格、 自国の法令又は行政上の措置に従うことを条件として、 任意規格及び適合性評価手続の作成に参加することを認めること等を定める。 他方の締約国の者が自国の者に与えられる条件より (第六・七条)
- (8) 強 制規格、 任意規格及び適合性評価手続に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第六・八条)
- (9)第六章の規定の効果的な実施及び運用 0 ための調整当局 の指定並びにその任務等について定める。 (第六・九条)
- (10)第六章の規定に基づく情報及び説明の提供の方法について定める。 (第六・十条

食料供給(第七章)

(1) 第七章の基本原則について定める。 (第七・一条)

② 第七章における重要な食料の定義について定める。 (第七・二条)

(3)限を採用する意図を有するときは、これを必要な範囲に限定するよう努めること等を定める。 年の ガット第十一条2回の規定に基づくいかなるものも導入し、 方の締約国は、 他方の締約国への重要な食料の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であって、千九百九十四 又は維持しないよう努めること、 (第七・三条) そのような輸出の禁止又は制

(4)各締約国は、 食料分野への投資を促進するため、 他方の締約国内の関心を有する者からの食料分野への投資に関する全ての照

会に回答し、 及び適当な場合には、 関連する情報を提供する連絡部局を指定する旨定める。 (第七・四条)

(5)に 各締約国は、 ついて顕著な減少が予見される場合には、 重要な食料ごとに迅速な連絡を行うための連絡部局を指定するとともに、一 他方の締約国に速やかに通報すること等を定める。 方の締約国は、 (第七・五条) 重要な食料の 輸出量

エネルギー及び鉱物資源(第八章)

8

(1) 第八章の基本原則について定める。(第八・一条)

② 第八章における用語の定義について定める。(第八・二条)

(3)で果たす役割の重要性を認識し、 各締約国は、 エネルギー・鉱物資源物品の安定的な供給の重要性並びに貿易、 そのような安定的な供給及び長期的な安全保障の目的を達成するため、 投資及び協力が長期的な安全保障を達成する上 利用し得る妥当な措置

をとること等を定める。(第八・三条)

(4)ガット第十一条2回又は第二十条回の規定に基づく又は適合してとられるいかなるものも導入し、 各締約国は、 そのような輸出の禁止又は制限を採用する意図を有するときは、これを必要な範囲に限定するよう努めること等を定める。 エネルギ] 鉱物資源物品の輸出又は輸出のための販売についての禁止又は制限であって、 又は維持しないよう努めるこ 千九百九十四年の

(第八・四条)

方の 締約国 が、 工 ネルギー・ 鉱物資源物品に関し、 輸出許可手続を採用し、 又は維持する場合に行う事項について定める。

(5)

第

八・五条

- (6)に及ぼす影響を考慮し、 各締 約国 は、 協 定 0) 効 自 力発生の 国の法令に従い 日 の後に一般に適用されるエネルギー 秩序ある衡平な方法で当該措置を実施すること等を定める。 鉱 物 資源規制 措置 を導入するに当たり、 (第八・六条) 商業上 0 活
- (7)カコ 両 0 1締約国は、 互. 恵的な関係を強化するため それぞれ自国の法令に従い、 の協力を促進する旨定める。 カゝ つ、 利用可能な資源の範囲内で、 第八・ 七 条) エネルギー及び鉱物資 源 の分野における安定的
- (8)工 ネルギー 及び鉱物資源に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第八・八条)
- サ ビス の貿易 (第九章
- (1) 第九 章 0 適用範囲について定める。 (第九・一条)
- 第九 章における用語の 定 義について定める。 (第九・二条)
- (2)
- (4)(3)締 方 約 0 国 締約国 は 市 場ア は、 クセ 他方の締約国のサービス及びサービス提供者に対し、 スを制限する一定の措置を採用し、又は維持してはならないこと等を定める。 内国民待遇を与えること等を定める。 (第九・三条) (第 九・ 兀
- (5)方 の締約国 は、 他 方の締約国 のサー ビス及びサービス提供者に対し、 最恵国待遇を与える旨定める。 (第九・五条)
- 代表事務所若しくは何らか 1 ず ħ の 一 方の締 約国も、 の形態の企業を設立し、 他方の締約国 ロのサー ・ビス提供者に対し、 若しくは維持し、 又は居住することを求めてはならない旨定める。 サービスの提供を行うための条件として、 自国の区 (第九 位域内に

(6)

六条)

- (7)ては、 第九・三条、 適用しないこと等を定める。 九 兀 · 条 1、 第九・ (第九・七条) 五条及び第九・ 六条の規定は、 附 属書六及び附属書七に記 載する措 置等 定 の措置に っつい
- (8)各締約国は、 般に適用される全ての措置であってサービ スの貿易に影響を及ぼすものが合理 的 客観 的 かつ 公平な態様で実
- (9)方の締約国 は、 他方の締約国のサー ピ ス提供者に対し許可、 免許又は資格証明を与えるに当たり、 自国 0 基準の全部又は

施されることを確保すること等を定める。

(第九・

八条)

部を満たすために、 他方の締約国において得られた教育若しくは経験、 満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証 明を

承認することができること等を定める。(第九・九条)

(10)各締約国は、 第九・ 四条1、 自国の 第九・五条及び第九・六条の規定に基づく自国の義務が第九・七条の規定に基づく適合しない措置に該当 区域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、 第 九

する場合を除くほ か、 当該義務に反する態様で活動しないことを確保すること等を定める。 (第九・十条)

(11)各締約国は、 サービス貿易一 般協定第十五条1の規定に基づく多角的規律の作成を考慮して、 サービスの貿易に関連する補助

金の取扱いについて検討すること等を定める。(第九・十一条)

(12)締約国は、 第九・十三条に規定する場合を除くほか、 サービスの貿易に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支

払に対して制限を課してはならないこと等を定める。(第九・十二条)

(13)国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、 締約国 は、 サ ビスの貿易に

対する制限的な措置を採用し、 又は維持することができること等を定める。 (第九・十三条)

(14)方の締約国は、 一定の場合には、 他方の締約国のサービス提供者に対し、 第九章から第十一章までの規定による利益を否認

することができる旨定める。(第九・十四条)

(15)サービスの貿易に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第九・十五条)

電気通信サービス(第十章)

第十章の適用範囲について定める。(第十・一条)

(2) 第十章における用語の定義について定める。 (第十・二条)

(3)方 締約国 は 他方の締約国のサービス提供者が一定の条件で適時に公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービ

ス のアクセス並びにそれらの利用を認められることを確保すること等を定める。 (第十・三条

(4)各締 約 国は、 定 の場合には、 自 玉 \mathcal{O} 区 .域内における海底ケーブルシステムへのアクセスについて、 合理的な、 カン つ、 差別的

でない待遇を確保する旨定める。(第十・四条)

- (5)テ 各締 を提供することを確保する旨定める。 約 玉 は、 自 国 「の区域内において、 公衆電気通信の (第十・五条) 伝送網又は公衆電気通信の伝送サー ビスの提供者が、 番号ポ] タビリ
- (6)各締約国 は、 自 玉 0 区域内における公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者が、 他 方 の 締 約 国 0 公衆

ダイヤリング・パリティを、

ダイヤルする際の不当な遅延

な しに提供すること等を確保する旨定める。 (第十・六条)

電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サービスの提供者に対し、

- (7)各締約国は、 主要なサー ビス提供者が反競 争的行為を行い、 又は継続することを防止するために適切 な措置を維 持すること等
- を定める。 (第十・ 七条
- (8)伝送サービスの提供者に対し、 も不利でない 方の締約国は、 待遇を与えることを確保する旨定める。 自国の区域内における主要なサー 定の 事項について、 同様の状況において当該主要なサー ビス提供者が、 (第十・ 八条) 他方の 締 約国の 公衆電気通 ビス提供者の子会社等に与える待遇よ 信 0 伝送網又は公衆電気通 信
- (9)他方の を課さないことを確保する旨定める。 方の締約国は、 締約国の提供者によるそのようなサービスの再販売に対し、 自国の区域内における公衆電気通信の伝送網又は公衆電気通信の伝送サー (第十・九条) 反競争的な影響を及ぼす不合理な又は差別的な条件又は制限 ビスの主要なサー ピ ス提供 者 が、
- (10)気通信の伝送サー 方の締約国 は、 ビスの提供者に対して、 自国 [の区域内における公衆電気通信の伝送網の提供者が、 商業的な条件に基づき相互接続を提供することを確保すること等を定める。 他方の締 船約国の 公衆電気通信の伝送網又は公衆電 (第十・

十条)

- (11)与える旨定める。 伝送サー 一方の締約国 ビスを提供するための伝送網の は (第十・十一条) 自 国 0 区域内に おける主要なサ 構成部分等へのアクセスを提供することを義務付ける権限を自 ービス 提供者が、 定の 態様で、 公衆電気通 信 0 伝送網又は 国 の電気通信規制機関に 公衆電気通 信 \mathcal{O}
- (12)確保する旨定める。 方 0 締約国 は 自 (第十・十二条) 玉 一の区域内に お ける主要なサー ビス提供者が、 定の態様で、 専用回線によるサー ビスを提供することを

0

金融サー

・ビス

(第十一章

- 提供者が、 方の締約国は、 定の態様で、 物理的に可能であり、 当該主要なサービス提供者の施設に他のサービス提供者の機器の設置を認めることを確保すること 実際的又は実行可能な代替方法がない場合には、 自 .国の区域内における主要なサービ
- 等を定める。(第十・十三条)

(13)

- (14) 者に対しても、 方の締約国は、 とう道、 自国の法令に従い、 管路、 柱その他の施設へのアクセスについて、 他方の締約国のいずれの公衆電気通信の伝送網及び公衆電気通信の伝送サービスの提供 一定の待遇を確保すること等を定める。 (第十・十四
- (15)通信サー 各締約国は、 ビスの提供者に対しても利害を有しないことを確保すること等を定める。 自国のいずれの電気通信規制機関も、 いずれの電気通信サービスの提供者からも分離され、 (第十・十五条) かつ、 いずれの電気
- (16)各締約国は、 自 国が維持することを希望するユニバーサル・サービスを提供する義務の内容を定める権利を有する旨定める。
- (第十・十六条)
- (17)免許が必要とされる場合には、 各締約国は、一定の事項を公に利用可能なものとすること等を定める。 (第十・十七条)
- (18) 各締約国は、 希少な資源の分配及び利用に係る手続を、一定の態様で適時に実施すること等を定める。 (第十・十八条)
- (19)と等を確保するよう努めること等を定める。 各締約国は、 電気通信規制機関が提案する規制上の決定について、 (第十・十九条) 電気通信サービスの提供者が十分な事前の周知を受けるこ
- (20)各締約国は、 自国の法令に従い、 要求されていない電子メッセージを規制するために、 適切 か つ必要な措置をとること等を定
- める。(第十・二十条)
- ② 電気通信に関する紛争解決について定める。 (第十・二十一条)
- (22)電気通信に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第十・二十二条
- (23)両 .締約国は、 関係国際機関の作業を通じて電気通信網及び電気通信サービスの世界的な互換性及び相互運用性 のための国際的
- 標準を推進することを約束する旨定める。(第十・二十三条)

- (1)第十一章の適用範囲について定める。 (第十一・一条)
- (2)第十一章における用語の定義について定める。 (第十一・二条)
- (3)融サー 方の締約国は、 ビス提供者が提供することを許可する新たな金融サービスを提供することを許可する旨定める。 自国内に設立された他方の締約国の金融サービス提供者に対し、 自国内にお いて同 様 (第十一・三条 の状況にある自国 0 金
- (4)とを妨げるものではないこと等を定める。 協定のいかなる規定も、 締約国が信用秩序の維持のための金融サービス又は金融体系に関する措置を採用し、 (第十一・ 四条) 又は維持するこ
- (5)締約国は、 金融サービスに関連する自国の措置の適用方法を決定するに当たり、 信用秩序の維持のための措置であって国際的
- な規制機関又は第三国のものを承認することができること等を定める。 (第十一・五条)

(6)

ずれの締約国も、

一定の場合には、

情報の移転等を妨げる措置をとってはならないこと等を定める。

(第十一・

七条)

(第十一・六条)

各締約国は、

金融サー

- (7) (8)方の締約国は、 定の場合には、 ビスに対する規制の透明性を促進すること等を定める。 自主規制団体が自国内に居住している他方の締約国の金融サービス提供者に対して内国民
- 待遇を与えることを確保する旨定める。 (第十一・八条)
- (9)る。 する支払及び清算の制度並びに通常の業務において利用可能な公的な資金供与及びリファイナンスの制度の利用を認める旨定め 方の締約国は、 (第十一・九条) 内国民待遇を確保しつつ、 自国内に設立された他方の締約国の金融サ ービス提供者に対 Ļ 公的機関 運用
- (10)金融サービスに関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第十一・十条)
- (11)請することができること等を定める。 一方の締約国は、 協定の下で生ずる事項であって金融サービスに影響を及ぼすものについて、 (第十一・十一条) 他方の 締 約国に対して協議
- (12)第十一章の規定の下で生ずる紛争のために任命される仲裁人は、 金融サービスに関する法律又は実務についての専門知識又は

経験を有するものとすること等を定める。 (第十二章 (第十一・十二条)

12

(1)

- (1)第十二章の適用範囲について定める。 (第十二・一条)
- (2)第十二章における用語の定義について定める。 (第十二・二条)
- (3)方の締約国は、 第十二章の規定等に従い、 他方の締約国の自然人に対して入国及び一時的な滞在を許可すること等を定め

る。

(第十二・三条)

- (4)四条) 等について効果的な申請を行うために必要な要件及び手続に関する情報を、 各締約国は、 第十二章の規定に基づく自国の特定の約束の対象となる自然人が自国への入国許可、 一定の方法で公表すること等を定める。 自国における一 時的な滞在 (第十二・
- (5)請の 一方の締約国の権限のある当局は、 審査を遅滞なく行うこと等を定める。 他方の締約国の自然人のために提出される入国及び一時的な滞在の許可等の不備のない申 (第十二・五条)
- 第十九章に定める紛争解決手続は、一定の場合を除くほか、第十二章の規定については、 適用しないこと等を定める(第十二・

(6)

電子商取引 (第十三章)

- 第十三章の基本原則について定める。 (第十三・一条)
- (2)第十三章における用語の定義について定める。(第十三・二条)
- (3)各締約国は、 両締約国間における電子的な送信に対して関税を賦課しないという慣行を維持する旨定める。 (第十三・三条)
- (4)プロ V ダクトに与える待遇よりも不利な待遇を与えてはならないこと等を定める。 ず ħ の締約国 ŧ 一定のデジタル・プロダクトに対し、 一定の事由に基づき又はこれを目的として、 (第十三・四条) 他の同種のデジタル
- (5)各締約国は、 自国が採用し、 又は維持する措置が、電子商取引又はその発展を不当に禁止し、又は制限しないことを確保する
- (6) こと等を定める。 V ず の締約国 (第十三・五条) 電子署名を規制する一定の措置を採用し、 又は維持してはならないこと等を定める。 (第十三・六条)
- (7) 両締約国は、 電子商取引を利用する消費者に保護を与える一定の措置を採用し、 及び維持することの重要性を認識すること等

を定める。 (第十三・七条)

各締約国 は、 電子商取引の利用者 lの個 人情報を保護するための措置を採用し、 又は維持すること等を定める。

条)

(8)

(9)各締約国は、 貿易実務に係る文書の全てについて、 公衆による電子版の利用を可能なものとするよう努めること等を定める。

(第十三・九条)

(10)両 一締約国は、 適当な場合には、 電子商取引の発展を促進するため、 地域的な及び多数国間の場において協力すること等を定め

る。 (第十三・十条)

投資 (第十四章)

14

(1)第十四章の適用範囲について定める。

(第十四・一条)

第十 四章における用語の定義について定める。 (第十四・二条)

(2)

(3)

方の 締 約国 は 投資活動に関し、 他方の締約国の投資家及び対象投資財産に対し、 内国民待遇を与える旨定める。 (第十

(4)

兀

方の締約国は、 投資活動に 関し、 他方の締 約国の投資家及び対象投資財産に対し、 最恵国待遇を与える旨定め る。 (第十

兀 兀

(5)方の締約国は、 対象投資財産に対 Ų 国際慣習法に基づく待遇 (公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。)

を与える旨定める。 (第十四・五条)

(6) 一方の締約国は、 裁判所の裁判を受ける権利等に関し、 他方の締約国の投資家に対し、 内国民待遇及び最恵国待遇を与えるこ

と等を定める。 (第十四・六条)

(7)第十四・三条のいかなる規定も、 一方の締約国が、 他方の締約国の投資家による投資活動及び対象投資財産に関連して特別な

手続を定める措置を採用し、 又は維持することを妨げるものと解してはならないこと等を定める。 (第十四 七 条

ずれの一方の締約国も、 対象投資財産である当該一方の締約国の企業に対し、 特定の国籍を有する国民を経営幹部に任命す

(8)

- ることを要求してはならないこと等を定める。(第十四・八条)
- (9)強制 1 ず してはならないこと等を定める。 ħ の締約国も 自国の区域内における締約国又は第三国 (第十四・九条) の投資家の投資活動に関 į 特 定措置の 履 行 0 要求 を課し、 又は
- (10)書七 については、 第十四 十条) の自 玉 三条、 0) 適用しない旨定めるとともに、 表に記載する分野等に関して採用する新たな措置等につい 第十四 ・四条、 第十四・八条及び第十四・ 一方の締約国が附属書六の自国 九条の規定は、 て、 の 附属書六及び附属書七に記載する措置等一 他 表に記載する現行の措置の改正又は修正及び附属 |方の締約国に通報すること等を定める。 定 0 第十 措 置
- (11)締 約国が収用等 . О | 措置を実施する場合の条件及びこれらの措置に伴う補償の方法等に つい て定める。 第十 应 十一条)
- (12)国 民 方 待遇及び最恵国待遇を与えること等を定める。 の締約国 は 武力紛争等により対象投資財産について損失等を被った他方の締約国の投資家に対 (第十四・十二条) し、 原状回復等に関
- (13)各締 約 玉 は 定の場合を除くほ か、 自 玉 .の区域に向けた又は自国の区域からの全ての資金の移転であって、 対象投資財 産に
- 関 連するもの が、 自由に、 かつ、 遅滞することなく行われることを認めること等を定める。 (第十四・十三条)
- (14)害 0 塡補に係る契約等に基づいて支払を行う場合に当該他方の締約国が行う代位等の承認について定める。 方の締約国又はその指定する機関が自国の投資家に対し他方の締約国の区域内における当該投資家の投資財産に関連する損 (第十四・十四条)
- (15)若しくは植物の生命若しくは健康の保護のために必要な措置等をとることを妨げないこと等を定める。 第十四・三条、 第十四・四条及び第十四・九条のいかなる規定も、 方の締約国が、 公の秩序の維持等のために又は人、 (第十四・十五条) 動 物
- (16)締 約 国 は、 定の要件の下、 時的なセーフガード措置をとることができること等を定める。 第十 <u></u> 远 十六条
- (17)とができる旨定める。 方 の締約国 は、 定の場合には、 (第十四・十七条 他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、 第十四章の規定による利益を否認するこ
- (8) 投資に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。(第十四・十八条)

(19)

両 締 約 玉 が :別段の合意をする場合を除くほか、 両 締約国は、 協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他

組

を設立するため当該見直しを開始する旨定める。

(第十四・十九条)

16

年の 解 ス トラリアが他の二国間又は多数国間の国際協定であって、 決の いずれか早い年に、 ための 仕組みを規定するものを締結した場合にも、 投資環境の可能な改善のため第十四 当該国際協定の オーストラリアと他の当該国際協定の当事国 章の規定の見直しを開始するとともに、 効力発生の 日 の後三箇月以内に、 協定の効力発生の後にオー の投資家との投資紛争 協定の下に同等の仕

競 争及び 消費者の保護 (第十五章

(1)第十五 章の 目的について定める。 (第十五・一条)

(2)第十五章における用語の定義につ いて定める。 (第十五・二条)

特に反競争的行為に対する取組により競争を促進するために適当と認める措置をとること等

を定める。 (第十五・三条 (3)

各締約国は、

自

玉

の法令に従い、

(4)を確保するよう努めることが競争の促進に寄与し得ることを認める旨定める。 両締約国は、 企業が国有企業であるという理 由の みで政府が当該企業に対し 競争上の利益を与えることのないようにすること (第十五 兀 条

(5)両 一締約国は、 自国の法令に従い、 か つ、 自国の利用可能な資源の範囲内で、 反競争的行為に対する取組による競 争の 促進につ

V て協力すること等を定める。 (第十五・ 五条

(7)(6)両 両 締 締約国は、 約 玉 は、 消費者の保護に関連する事項について協力する旨定める。 第十五章の規定に関連して生ずることがあるいかなる事項についても、 (第十五・六条) 相互に協議する旨定める。

(第十五・七

条

(8)

方の締約国 0 競争当 一局が他方の締 約国 の競 争当局に提供する情報の当 「該他方の締約国における扱いについて定める。

Ŧī. 八条)

(9)第十九章に定める紛争解決手続は、 第十五章の規定については、 適用しない旨定める。 (第十五 一· 九条)

知 的 財 産 (第十六章)

(1)各締 約国 は、 知的財産の十分にして効果的かつ無差別な保護を与え、 及び確保し、 自国 0 知的 財 産に関する制度の運用におけ

る効率性及び透明性を促進し、 並びに侵害に対する知的財産権の十分かつ効果的な行使のための措置をとること等を定める。

第十六・一条

- (2)第十六章における用語の定義について定める。 (第十六・二条)
- (3)に与えること等を定める。 方の締約国は、 貿易関連知的所有権協定に規定する例外を除き、 (第十六・三条) 知的財産の保護に関し、 内国民待遇を他方の締約国の国民
- (4)各締約国は、 知的財産に関する自国の行政上の手続を簡素化するための適切な措置をとる旨定める。 (第十六・四条)
- (5)を拒絶してはならないこと等を定める。 ことなく、 いずれの締約国 また、 拒絶の決定の前に当該出願等を修正し、 ŧ 知的財産の出願等についての実体審査に関し、 (第十六・五条) 及び意見を提出する機会を当該出願人に与えることなく、 当該出願等を拒絶する理由を出願人に書面により通知する 当該出願等
- (6) 各締約国は、 自国の知的財産に関する制度の運用における透明性を一層促進するため、 自国の法令に従い、 適切な措置をとる

旨定める。 (第十六・六条)

- (7)両 一締約国は、 知的財産の保護についての啓発を促進するための必要な措置をとる旨定める。 (第十六・七条)
- 両 .締約国は、 出願人が効率的かつ迅速に特許を取得することができるようにするため、 協力する旨定める。 (第十六・八条)
- (9)商標の登録要件について定める。 (第十六・九条)

(8)

- (10)地 理 的 表示の保護に関する措置について定める。 (第十六・十条)
- (11)各締 約国が植 物の新品種に対して与える保護について定める。 (第十六・十一条)

著作権及び関連する権利について十分な法的保護を与えること等を定める。

(第十六・十二条)

(第十六・十四条)

(13)各締 約国 は 開 示されていない情報を保護する旨定める。 (第十六・十三条)

(12)

各締約国は、

両

- (14)締 約国は、 パリ条約に基づく実用新案の保護に関する両締約国の権利及び義務を再確認する旨定める。
- (15)各締 約国 は 不正競争行為から の効果的な保護を与える旨定める。 (第十六・十五条)
- (16)各締 約国 は インターネット・サービス・プロバイダが自国の法令に従い著作権を侵害するコンテンツへのアクセスを妨げる

種

措置をとる場合には、 著作権の侵害について、 当該インターネット・サービス・プロバイダの責任等を制限するための適切な措

置をとる旨定める。 (第十六・十六条)

- (17) 各締約国は、 知的財 (産権の効果的な行使のための仕組みを維持する旨定める。 (第十六・十七 条
- (18)各締約国は、 自 国の税関当局が、 職権により、 商標権又は著作権若しくは関連する権利を侵害する疑いのあるものの輸入及び

(第十六・十八条)

輸出を停止することに関する手続を定めること等を定める。

- (19)害者に命ずる権限を有することを定めること等を定める。 各締約国は、 自国の司法当局が、 知的財産権の侵害によって権利者が被った損害を補償するために適当な賠償を支払うよう侵 (第十六・十九条)
- (20)

各締約国は、 少なくとも故意による商業的規模の商標の不正使用、 著作権及び関連する権利を侵害する複製並びに植物の新品

(21) 知的財産に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第十六・二十一条)

に関する権利の侵害について適用される刑事上の手続及び刑罰を定めること等を定める。

(第十六・二十条

政府調達 (第十七章)

- (1)第十七章の適用範囲について定める。 (第十七・一条)
- (2)第十七章における用語の定義について定める。 (第十七・二条)
- 方の締約国は、 対象調達に関する措置について、他方の締約国の物品、 サービス及び供給者に対し、 内国民待遇を与えるこ

と等を定める。 (第十七・三条) (3)

- (4)を適用してはならない旨定める。 いずれの締約国 ţ 対象調達のための物品又はサー (第十七・ 四条) ビスに関し、 自国が通常の貿易において適用する原産地規則と異なる規則
- (5)調達価額の 見積りの基準について定める。 (第十七 五条)
- 締 約国は、 対象調達について、 調達の効果を減殺する措置を求め、 考慮し、 課 Ļ 又は強制してはならない旨定める。

七 六条) (6)

(7)調達機関が定める技術仕様について定める。 (第十七・七条)

- 各締約国は、自国の調達機関の入札の手続が無差別な、かつ、 透明性のある方法であって、第十七章の規定に合致するもので
- 適用されることを確保すること等を定める。(第十七・八条)

(8)

- (9)供給者に要求される参加のための条件及び資格の審査等に係る手続について定める。 (第十七 九条
- ⑩ 調達の公示の手続について定める。 (第十七・十条)
- 選択入札の手続について定める。(第十七・十一条)
- (12) 入札の期限について定める。 (第十七・十二条)
- (13) 入札説明書について定める。(第十七・十三条)
- (14)、札書の提出及び受領、 開札並びに落札の対象とされるための入札書の条件等について定める。(第十七・十四条)
- (15)第十七・七条から第十七・十四条までの規定を適用する必要がない限定入札の条件及び手続について定める。 (第十七・十五
- 条
- (16) 落札後の情報の公示等について定める。 (第十七・十六条)
- (17) 各締約国は、自国の調達に関する法令等を公表する旨定める。(第十七・十七条)
- (18) 秘密の情報の開示の扱いについて定める。(第十七・十八条)
- (19)方法でそれを受理し、 各締約国は、 供給者が対象調達に関連して苦情を申し立てる場合に、無差別な、時宜を得た、透明性のある、 審査するための独立した、公平な行政当局又は司法当局を維持すること等を定める。 (第十七・十九条) かつ、 効果的な
- ② 第十七章の規定に関する例外について定める。(第十七・二十条)
- (21) 各締約国は、 自国の政府調達における腐敗行為を防止するための刑事上又は行政上の罰則があることを確保し、 入札の手続を
- 実施する者の利益相反を排除すること等の要件を満たす透明性のある、 かつ、 公平な方法により実施する旨定める。 (第十七
- 二十一条)
- ② 附属書十三に関する訂正又は修正について定める。(第十七・二十二条)
- (23)調達機関に対する政府による監督が実効的に排除されたときは、第十七章の規定は、 当該調達機関については、 適用しないこ

(25)(24) 国に与える場合には、 ることを目的として交渉を行う旨定める。 方の締約国は、 他方の締約国に与えた利益を超えて政府調達の市場への拘束力のあるアクセスに関する追加的な利益を第三 当該他方の締約国の要請に応じ、当該追加的な利益を相互主義に基づき当該他方の締約国に対しても与え

と等を定める。

(第十七・二十三条)

各締約国は、第十七章の規定の適用に関連する事項についての説明を求める他方の締約国の要請に応ずること等を定める。

(第十七・二十四条)

(第十七・二十五条)

経済関係の緊密化(第十八章)

18

(1)両締約国は、 自国の法令に従い、 経済関係を緊密化するために協力し、 適切な措置をとるよう努めること等を定める。

(2)経済関係の緊密化に関する小委員会の設置及びその任務等について定める。 (第十八・二条)

(3) 第一・十四条の規定に基づいて指定される連絡部局の任務等について定める。 (第十八・三条)

第十九章に定める紛争解決手続は、第十八章の規定については、 適用しない旨定める。 (第十八・四条)

紛争解決 (第十九章)

19

(4)

(1)第十九章の適用範囲について定める。(第十九・一条)

第十九章における用語の定義について定める。 (第十九・二条)

(2)

(3)紛争解決手続の選択について定める。 (第十九・三条)

いずれの一方の締約国も、 一定の場合には、他方の締約国に対し協議を要請することができること等を定める。 (第十九・ 兀

条)

(4)

(5) 両締約国が合意する場合には、 あっせん、調停又は仲介をいつでも開始することができること等を定める。 (第十九・五条)

(6)仲 裁 裁判所の設置及び構成について定める。 (第十九・六条)

(7)仲裁 裁判所の付託事項について定める。 (第十九・七条)

(1)

協定の目次並びに協定中の章、

及ぼすものではない旨定める。

(第二十・一条)

節及び条の見出しは、

引用上の便宜のためにのみ付されたものであって、

協定の解釈に影響を

- (8) 仲裁裁判所の任務について定める。(第十九・八条)
- 9 仲裁裁判手続について定める。 (第十九・九条)
- (1) 仲裁裁判手続における情報の提供の要請等について定める。(第十九・十条)
- (1) 仲裁裁判手続の停止及び終了について定める。(第十九・十一条)
- (12) 仲裁裁判所の裁定について定める。(第十九・十二条)
- ⑴ 仲裁裁判所の裁定の実施について定める。 (第十九・十三条)
- (14)仲裁裁判所の裁定の実施に関して意見の相違がある場合について定める。(第十九・十四条)

裁判所の裁定が実施されない場合等の代償及び譲許の停止について定める。

(第十九・十五条)

(16) 仲裁裁判所の手続規則について定める。 (第十九・十六条)

(15)

仲裁

- ① 仲裁裁判所に係る期間その他の規則及び手続について定める。 (第十九・十七条)
- (18) 仲裁裁判所の費用について定める。 (第十九・十八条)
- 最終規定(第二十章)
- (2)協定の附属書及び注釈は、 協定の不可分の一部を成す旨定める。 (第二十・二条
- (3) 協定の改正について定める。(第二十・三条)
- (4) 協定の効力発生について定める。(第二十・四条)
- (5)両 一締約国は、 協定の実施及び運用についての一般的な見直しを、 協定の効力発生の日の後六年目の年又は両締約国が合意する
- ときに行う旨定める。(第二十・五条)
- (6) 協定の終了について定める。(第二十・六条)
- (7) 日本語及び英語をひとしく正文とする旨定める。 (第二十・七条)

21

(--)

附属書

両締約国が実施する関税の撤廃及び引下げ等の対象品目、 条件等について定める。 (附属書一)

これらの概要は、 次のとおりである。

オーストラリアによる関税撤廃等(第二編)

(1)

イ 概要及び対象品目 品目数では、全約六千百九十品目のうち、 協定の発効時に関税を撤廃するものは約五千六百品目、 一定の経過期間を経た後

に関税を撤廃するものは約五百八十品目、関税の引下げの対象となるものは約十品目になる。

約十品目を除くものについて関税を撤廃し、農林水産品約千百九十品目について

関税を撤廃する。関税の撤廃が困難なものについては、関税の引下げで対応する。

口 主要品目毎の概要

分野別では、

鉱工業品約五千品目のうち、

品名	基準税率	関税撤廃等の内容
石油及び歴青油等	0%	即時関税撤廃
医薬品	0%	即時関税撤廃
ゴム製の空気タイヤ(新品のもの)	ほとんどは五%、一部は○%	即時関税撤廃
金	0%	即時関税撤廃
熱延鋼板	五 %	ほとんどは即時関税撤廃、一部
		は段階的関税撤廃(五年目)
冷延鋼板	五%	段階的関税撤廃(五年目)
めっき鋼板	ほとんどは五%、一部は○%	ほとんどは段階的関税撤廃(五

		年目)、一部は即時関税撤廃
鉄鋼製の管及び中空の形材(継ぎ目なしのもの)	五 %	即時関税撤廃
鉄鋼製の管(横断面が円形で、外径が四○六・四ミ	丑%	段階的関税撤廃(五年目)
リメートル超のもの)		
ガソリンエンジン	○%又は五%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
		は段階的関税撤廃(三年目又は
		五年目)
Hンジン部品	○%又は五%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
		は段階的関税撤廃(三年目)
エアコン	五 %	ほとんどは即時関税撤廃、一部
		は段階的関税撤廃(五年目)
加熱機器、調理機器等	ほとんどは五%、一部は○%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
		は段階的関税撤廃(五年目)
遠心分離機、ろ過器、清浄機	ほとんどは五%、一部は○%	ほとんどは即時関税撤廃、一部
		は段階的関税撤廃(三年目)
フォークリフトトラック等	五 %	即時関税撤廃
ブルドーザー、メカニカルショベル、エキスカベー	○%又は五%	即時関税撤廃
ター、ショベルローダー等		
印刷機、複写機、ファクシミリ等	ほとんどは○%、一部は五%	即時関税撤廃
ギヤボックスその他の変速機等	ほとんどは五%、一部は○%	即時関税撤廃又は段階的関税撤
		廃(三年目又は五年目)

蓄電池	五 %	即時関税撤廃又は段階的関税撤
		廃(五年目)
ディスク、テープ、不揮発性半導体記憶装置、ス	ほとんどは○%、一部は五%	即時関税撤廃
マートカードその他の媒体		
テレビジョンカメラ、デジタルカメラ、ビデオカメ	○%又は五%	即時関税撤廃
ラレコーダー等		
テレビ	ほとんどは○%、一部は五%	即時関税撤廃
バス	五 %	段階的関税撤廃(三年目)
乗用自動車	五%(中古自動車は五%及び一	ほとんどは段階的関税撤廃(三
	台当たり一万二千豪ドル)	年目)、一部は即時関税撤廃
		(中古自動車は段階的関税引下
		げ(最終税率一台あたり一万二
		千豪ドル))
貨物自動車	五 %	ほとんどは即時関税撤廃、一部
		は段階的関税撤廃(三年目)
自動車部品	ほとんどは五%、一部は○%	ほとんどは段階的関税撤廃(三
		年目又は五年目)、一部は即時
		関税撤廃
二輪車	ほとんどは○%、一部は五%	即時関税撤廃
医療用又は獣医用の機器	0%	即時関税撤廃
全ての農林水産品	I	即時関税撤廃

(2) 我が国による関税撤廃等(第三編)

イ 概要及び対象品目

経た後に関税を撤廃するものは約千百五十品目、 品目数では、 全約九千三百五十品目のうち、 協定の発効時に関税を撤廃するものは約七千百四十品目、 関税の引下げの対象となるものは約七十品目、 その他の 一定の経過期間を ŧ 0 (関税割当て

の設定、見直し、再交渉又は除外)が約九百九十品目になる。

百八十品目のうち、 分野別では、 関税割当ての設定、 鉱工業品約六千六百七十品目のうち、 約九百四十品目を除くものについて関税を撤廃する。 見直し、 再交渉又は除外の各分類で対応する。 約百二十品目を除くものについて関税を撤廃し、 関税の撤廃が困難なものについては、 農林水産品約二千六 関税の引下

ロ 主要品目毎の概要

品名	基準税率	関税撤廃等の内容
牛の肉(冷蔵したもの)	三八・玉%	関税引下げ(注一及び注三)及
		び見直し(注四)
牛の肉 (冷凍したもの)	三二・玉%	関税引下げ(注二及び注三)及
		び見直し(注四)
脱脂粉乳及びバター	_	見直し(注四)
ナチュラルチーズ(プロセスチーズの原料用のも	_	関税割当て(注五)及び見直し
0)		(注四)
プロセスチーズ	ı	関税割当て(注六)及び見直し
		(注四)

の間に関税撤廃		
定の	l	その他のほとんどの鉱工業品
即時関税撤廃	I	練炭及び豆炭等
	量税率)	
	率より低いときは、それぞれ当該従	
	は一リットルにつき六七円の従量税	
+)	一二五円の従量税率より高いとき又	
段階的関税撤廃(八年目)(注	一五%(その率が一リットルにつき	ボトルワイン
し(注四)		
即時関税撤廃(注九)及び見直	一キログラムにつき一○三円一○銭	高糖度粗糖(精製用のもの)
見直し(注四)	I	一般粗糖及び精製糖
除外	I	*
関税撤廃(注八)	I	小麦・大麦(飼料用のもの)
見直し(注四)	I	小麦・大麦(食糧用のもの)
(注四)		もの)
関税割当て(注七)及び見直し		ナチュラルチーズ (シュレッドチーズの原料用の)

の効力発生の後五年目の年に両締約国が交渉することとされている(再交渉)。 また、食用のくず肉のうち豚のものの一部、びんながまぐろ、めばちまぐろ、コーンスターチ、合板等の関税は、 協定

一年目については、三十二・五パーセント(注一) 牛の肉(冷蔵したもの)の関税率については、次のとおりとする。

(注二) 牛の肉(冷凍したもの)の関税率については、 二年目については、二十八・五パーセント 十四年目については、二十四・一パーセント 十三年目については、二十四・七パーセント 十一年目については、二十五・八パーセント 九年目については、二十七パーセント 八年目については、二十七・六パーセント 七年目については、二十八・二パーセント 六年目については、二十八・八パーセント 五年目については、二十九・三パーセント 四年目については、二十九・九パーセント 二年目については、三十一・五パーセント 一年目については、三十・五パーセント 十五年目及びそれ以降の各年については、二十三・五パーセント 十二年目については、二十五・三パーセント 十年目については、二十六・四パーセント 三年目については、三十・五パーセント 次のとおりとする。

六年目については、二十六・七パーセント五年目については、二十六・九パーセント四年目については、二十七・二パーセント

三年目については、二十七・五パーセント

九年目については、二十五・八パーセント 十三年目については、二十四・一パーセント 十一年目については、二十五・三パーセント 十年目については、二十五・六パーセント 八年目については、二十六・一パーセント 七年目については、二十六・四パーセント 十七年目については、二十・四パーセント 十六年目については、二十一・三パーセント 十五年目については、二十二・三パーセント 十四年目については、二十三・二パーセント 十二年目については、二十五パーセント

(注三) る。 方の締約国は、協定第二・十八条の規定に従い、次の場合にのみ、 (a) 十八年目及びそれ以降の各年については、十九・五パーセント 牛の肉(冷蔵したもの)については、輸入数量の合計が各年につき次に掲げる水準を超えた場合

特別セーフガード措置をとることができ

二年目については、十三万千七百トン 五年目については、 四年目については、十三万五千トン 三年目については、十三万三千三百トン 年目については、十三万トン 十三万六千七百トン

六年目については、十三万八千三百トン

七年目については、十四万トン

八年目については、十四万千七百トン

九年目については、十四万三千三百トン

十年目については、十四万五千トン

(b)

牛の肉(冷凍したもの)については、

輸入数量の合計が各年につき次に掲げる水準を超えた場合

一年目については、十九万五千トン

二年目については、十九万六千七百トン

三年目については、十九万八千三百トン

四年目については、二十万トン

五年目については、二十万千七百トン

六年目については、二十万三千三百トン

七年目については、二十万五千トン

八年目については、二十万六千七百トン

九年目については、二十万八千三百トン

十年目については、二十一万トン

第二・十八条の規定に従い関係する関税率を引き上げることができる。 は、 前記の特別セーフガード措置をとる締約国は、 の肉(冷蔵したもの及び冷凍したもの)の輸入数量の合計がそれぞれの発動水準 輸入数量の合計が発動水準を超えた月の翌々月の初日に、 (a及び(b) を超えた場合に 協定

0 する発動水準について交渉する。 発動水準を適用する。 同条の規定に従って行う見直しに関し、両締約国は、協定の効力発生から十年目の年に、十年目の年の後に適用 両締約国間の合意が得られない場合には、 合意が得られるまでの間、 十年目の年

当該牛の肉については、 関税暫定措置法第七条の五に規定する牛肉に係る関税の緊急措置を適用しない。

(注四) 見直しは、 協定第二・二十条の規定に従い、 協定の効力発生の日の後五年目の年又は両締約国が合意する他の年

のいずれか早い年に行う。

(注五) ナチュラルチーズ(プロセスチーズの原料用のもの) の合計割当数量は、 各年につき次のとおりとする。

年目については、四千トン

二年目については、五千トン

三年目については、五千八百トン

四年目については、六千六百トン

五年目については、七千四百トン

六年目については、八千二百トン

、 ... ー ... ついこは、 ... こ 七年目については、八千九百トン

九年目については、一万五百トン八年目については、九千七百トン

十年目については、一万千三百トン

十二年目については、一万二千九百トン十一年目については、一万二千百トン

十三年目については、一万三千七百トン

十四年目については、一万四千五百トン

十五年目については、一万五千三百トン

十六年目については、一万六千百トン

十七年目については、

一万六千八百トン

十八年目については、一万七千六百トン

十九年目については、一万八千四百トン

二十年目については、一万九千二百トン

二十一年目及びそれ以降の各年については、二万トン

するものの数量に三・五を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。日本国は、自国の発意により ルチーズで、日本国において国産ミルクにより製造され、かつ、プロセスチーズの製造のために当該輸入者が使用 枠内税率は、無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、当該申請において特定するナチュラ

(注六) プロセスチーズの合計割当数量は、 関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、 各年につき次のとおりとする。 関税に係る約束の対象から除外される。

いつでも当該限度を引き上げることができる。

二年目については、五十五トン一年目については、五十トン

三年目については、六十トン

四年目については、六十五トン

六年目については、七十五トン 五年目については、七十トン

八年目については、八十五トン七年目については、八十トン

九年目については、九十トン

十年目については、九十五トン

十一年目及びそれ以降の各年については、百トン

枠内税率は、 協定の効力発生の日から行われる四十パーセントから二十パーセントまでの十一回の毎年均等な引

下げにより、削減する。

関税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、 関税に係る約 束 0 対 象から除 外される。

ナチュラルチーズ (シュレッドチーズの原料用のもの) 合計割当数量は、 各年につき次のとおりとする。

年目については、千トン

(注七)

二年目については、千四百トン

三年目については、千八百トン

四年目については、二千二百トン

五年目については、二千六百トン

六年目については、三千トン

七年目については、三千四百トン

八年目については、三千八百トン

九年目については、四千二百トン

十年目については、四千六百トン

十一年目及びそれ以降の各年については、五千トン

枠内税率は、 無税とする。ただし、輸入者が行う申請に対する割当数量が、 当該申請において特定するナチュラ

用するものの数量に三・五を乗じて得られる数量の限度を超えないことを条件とする。 ルチーズで、日本国において国産ミルクにより製造され、 かつ、 シュレッドチーズの製造のために当該輸入者が使 日本国は、 自国の発意によ

りいつでも当該限度を引き上げることができる。

|税割当てに基づいて輸入される原産品以外のものは、 関税に係る約束 の対象から除外される。

(注八) 小麦・大麦(食糧用のもの)への横流れ防止措置を講じた上で民間貿易に移行し無税化する。関税暫定措置法第

七条の三第一項及び第七条の四第一項に規定する特別セーフガード措置を適用しない。

(注九) 調整金に関する規則については、 手続規則において定めるものとする (糖度に応じた水準に設定する。)。

(注十) ボ トルワインの関税については、 次の規定に従って行われる基準税率から無税までの引下げにより、 撤廃する。

(a) とき又は 協 !定の効力発生の日から十三・一パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高 ーリットルにつき五十八円六十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率)

(b) 二年目の四 一 月 一 日から十一・三パーセント(その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高

き又は 一リット ルにつき五十円二十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率

(c) 三年目の 厄 月 日から九・四パーセント (その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき

ルにつき四十一円八十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率

又は一リット

(d) 又 ĺ 兀 年目 リット 0) 厄 l 月 一 ルにつき三十三円五十銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率 日から七・五パーセント (その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より 高いとき

(e) 五. 年目の 兀 月一日から五・六パーセント (その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき

(f) 又は一リッ 六年目の 兀 \vdash 月一日から三・八パーセント ルにつき二十五円十三銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率 (その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき

(g) 又は一リット 七 年目の 四月 ルにつき八円三十八銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率) 一日から一・九パーセント (その率が一リットルにつき百二十五円の従量税率より高いとき

ルにつき十六円七十五銭の従量税率より低いときは、それぞれ当該従量税率!

又は一リット

(h) 八年目の四月一日から無税

じていること)を求める基準 毎 非原産材料を使用して生産される産品 定 の関税分類の変更 C C C C C(材料から産品を生産する工程を経た結果、 が締約国の原産品とみなされるために満たすべき基準として、 原産資格割合 (産品の本船渡し価額から当該産品の生産に使用される非 当該材料と当該産品との間に 品目別規則を定める。 定の関税 京産材料 分 類 変更が生 品 価

工程において特定の製造又は加工の作業が行われることを求める基準(CR等)等を定める。 を除いた価 :額が当該本船渡し価額に占める割合)が四十パーセント以上となることを求める基準(QVC四○)、 (附属書二) 産品を生産する

(品目別規則の例(附属書二(抄)))

第一編 一般的注釈

- 3 定められている場合には、 Cが行われることが要求される。 原産地に関する特定の品目別規則が関税分類の変更(以下この附属書において「CTC」という。)に係る基準を用いて 当該品目別規則の対象である産品の生産に使用される各非原産材料については、 CTCの要件は、 非原産材料についてのみ適用する。 適用されるCT
- 4 この附属書の規定の適用上、
- (a) 「類」とは、統一システムの関税分類番号の最初の二桁をいう。
- (b) 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。
- (c) 「部」とは、統一システムの部をいう。
- (d) 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。
- 5 この附属書に定める品目別規則3欄の規定の適用上、
- (b) いう。 た全ての非原産材料について、 「CTH」とは、 特定の類、 統一システムの四桁番号の水準におけるCTC(すなわち、 項又は号の産品 への他の項の材料からの変更を示す。このことは、 項の変更) 産品の生産に使用され が行われたことを
- (d) が四十パーセント以上の産品であって、 「QVC四〇」とは、 第三・五条 (原産地規則 当該産品の生産の最終工程が輸出締約国において行われたものであることをい 原産資格割合の算定)に定める計算式を用いて算定する原産資格割合
- この附属書に定める品目別規則4欄の規定の適用上、 注釈 この附属書の規定の適用上、 第三・五条 (原産地規則-- 原産資格割合の算定)2の規定を適用する。

6

う。

36

(a) 「CR」とは、「化学反応に係る原産地規則」をいう。

形成すること又は分子内の原子の空間的配列を変更することにより、新たな構造を有する分子を生ずる工程(生化学的な 第二七類から第四○類までの規定の適用上、「化学反応」とは、分子内の結合を切断し、かつ、新たな分子内の結合を

ものを含む。)をいう。

次の工程は、産品が原産品であるか否かを決定するに当たり、化学反応とはみなさない。

- (i) 水その他の溶媒への溶解
- 溶媒(溶媒水を含む。)の除去

(ii)

(iii) 結晶水の追加又は除去

いて行われた場合には、 原産品とみなす。

第二七類から第四○類までに規定する産品であって、化学反応が行われたものは、

当該化学反応が締約国の区域内にお

第二編 品目別規則

三 - · · 八	1	注釈 3欄又け	システム)	改正された統一	(二千十二年に	関税率表番号
水飲料大満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコー未満のものに限る。)及び蒸留酒、リキュールその他のアルコール分が八○%	2	3欄又は4欄に規定する関連する規則を満たす産品は、締約国の原産品とする。			品名	
	3	9る。	品目別規則			
	4					

二七・〇 二二〇八・二〇 造したもの 石炭及び練炭、 ぶどう酒又はぶどう酒もろみの搾りかすから得た蒸留酒 豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製 CTH CTH(第二二・○七項の 又は Q V C 四 〇 材料からの変更を除く。 C R

 $(\overline{\underline{}})$ 産品が原産品であることを証明する証拠書類に記載されるべき基本的な事項として、輸出者又は生産者の詳細、 品名及び関税分

類番号、 当該産品が原産品とみなされるために適用される基準等を定める。 (附属書三)

以下に掲げるそれぞれの品目の全て又は一部について、第七章にいう重要な食料として定める。

(附属書四)

牛体

(四)

食用のくず肉のうち牛のもの

ミルク及びクリーム

てこくをドシノ つご然つ 且戻分 ねっぱつ 勿品

バターミルク、凝固したミルク及びクリーム、ヨーグルト、ケフィアその他発酵させ又は酸性化したミルク及びクリーム

ホエイ及びミルクの天然の組成分から成る物品

ミルクから得たバターその他の油脂及びデイリースプレッド

チーズ及びカード

小麦及びメスリン

大麦及び裸麦

甘しや糖、てん菜糖及び化学的に純粋なしょ糖

(五) 以下に掲げるそれぞれの品目の全て又は一部について、第八章にいうエネルギー・鉱物資源物品として定める。 (附属書五)

けい砂

天然の炭酸マグネシウム

天然石膏及び天然無水石膏

生石灰

ステアタイト及びタルク

鉄鉱 マンガン鉱及び含鉄マンガン鉱

銅鉱

ニッケル鉱

コバルト鉱

アルミニウム鉱

クロム鉱

すず鉱

亜鉛鉱

鉛鉱

タングステン鉱

モリブデン鉱

チタン鉱

貴金属鉱

その他の鉱

スラグ、灰及び残留物

石炭及び練炭、豆炭その他これらに類する固形燃料で石炭から製造したもの

亜炭

泥炭

コークス及び半成コークス並びにレトルトカーボン

石油及び歴青油並びにこれらの調製品

石油ガスその他のガス状炭化水素

ペトロラタム、パラフィンろう等

石油コークス、石油アスファルトその他の石油又は歴青油の残留物

希土類金属、スカンジウム及びイットリウム

方二頁 念鳥、 , , , 水酸化アルミニウム

希土類金属、イットリウム又はスカンジウムの無機又は有機の化合物等

ニッケルのマット

アルミニウムの境

アルミニウムの粉

コバルトのマットその他コバルト製錬の中間生産物並びにコバルトの塊及び粉

属書六)

(六)

サービスの貿易及び投資についての内国民待遇、

最恵国待遇等の義務に適合しない各締約国の現行の措置について定める。

附

これらの概要は、次のとおりである。

(1) オーストラリアによる留保(第一編)

付する。留保には、 かの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して、 第九・三条、第九・四条、 「分野」、 第九・五条、第九・六条、第十四・三条、第十四・四条、 「該当する義務」、「政府の段階」、 オーストラリアは次に掲げる十五分野 「措置の根拠」及び 第十四・八条及び第十四・九条のいずれ 「概要」の各事項が記載される。ま (三十五項目) の留保を

た、これらの義務に適合しない地域政府による全ての措置であって、二千五年一月一日において存在し、 かつ、第一編に記載し

ていないものを維持し、又は第一編に追加する権利を留保する。

全ての分野(外国人等による投資等並びに賃貸借及び土地所有等(※)、会社、 団体、 協同組合及び組合の幹部等)

(※)外国人による十億七千八百万オーストラリア・ドル(二千十四年一月一日現在の金額。 き調整される。 電気通信、 運輸等一部の分野については、二億四千八百万オーストラリア・ドル。)を超える投資に 毎年の国民経済計算に基づ

ついては、オーストラリア政府による異議の対象とすることができ、かつ、当該政府に対する通報を必要とすること

ができる。

警備業

自由職業サービス(弁護士、弁理士、信託等、監査等、建築、移住及び通関

研究及び開発のサービス

不動産等のサービス

漁業及び真珠採取業

鉱業及び鉱業関連サービス

流通サービス(米及びじゃがいも、火器、アルコール飲料及びたばこ等並びにワイン)

その他の実務サービス(同伴者あっせん業)

通信サービス

健康サービス

観光サービス及び旅行に関連するサービス

娯楽、文化及びスポーツのサービス

運送サービス (国際定期貨物サービス、 カンタス航空、 カンタス航空以外のオーストラリアの国際航空企業、 タクシー業及

び公共交通サービス)

融サービス (銀行業、 コ モンウェルス銀行、 信用供与等及び古物商等)

(2)我が国による留保 (第二編

①に掲げるいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関して、 我が国は次に掲げる二十七分野 (五十六項

要」 0) 各事項が記載される。

目

0)

留保を付する。

留保には、

「分野」、

「小分野」、

「産業分類」

「留保の種類」

政府の段階」

「措置」

及び「概

(林水産業及び関連するサービス

(領 海、

内 水、

排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、

附属書七

第二

一編で規定

されているものを除く。

自 動車整備業 (自動車分解整備業)

事業サー -ビス (職業紹介業及び労働者派遣業)

回

建

一設業 収代行のサービス

教育、 学習支援業(高等教育サービス)

る卸売サービス)

流通サービス(アル

コ 1

ル飲料に関連する卸売サービス、

小売サービス、

問屋サー

ビス及び公共卸売市場において提供され

金融サービス (銀行サービスその他の金融サービス (保険及び保険関連のサー ビスを除く。 並びに保険及び保険関連の

サービス)

熱供給業

情報通信業 (電気通信業及びインターネット付随サービス業)

製造業 船 舶製造 ・修理業、 舶用機関製造業、 医薬品製造業、 皮革製造業及び皮革製品製造業

船 舶 の国籍に関する事項

量サービス

医療及び福祉

鉱業

石油業

ビス、 自 由職業サービス(法律サービス、外国法に関する法的な助言サービス、 公認会計士サービス、 税理士サービス、建築設計業等のサービス、 社会保険労務士サービス、 弁理士サービス、公証人サービス、司法書士サー 行政書士サービス、

海

事代理士サービス及び土地家屋調査士サービス)

不動産業

不動産鑑定業

船員

警備業

職業上の安全及び衛生に関連するサー

業、

・ビス

測量業

運輸業

(航空運輸業

(航空運送業、

航空機使用業

(航空運送業を除く。)及び航空機登録原簿への航空機の登

録)

通関

貨物利用運送事業、 鉄道業、 道路旅客運送業、 道路運送業、 運輸に附帯するサービス業及び水運業)

技能検定

上水道業

卸売業及び小売業(家畜)

サービスの貿易及び投資についての内国民待遇、 最恵国待遇等の義務に適合しない現行の又は新たな措置を各締約国がとり得る

分野等について定める。 (附属書七) (七)

これらの概要は、 次のとおりである。

(1) オーストラリアによる留保 (第一編

分野、 かの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、 第九・三条、 小分野又は活動に関して、 第九・四条、 第九・五条、 オーストラリアは次に掲げる十分野(二十四項目) 第九・六条、 第十四・三条、 又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することができる 第十四・四条、 の留保を付する。 第十四・八条及び第十四・九条のいずれ 留保には、 「分野」、

「該当する義務」、「概要」及び「現行の措置」の各事項が記載される。

に対し与える異なる待遇) 執行及び矯正等に係るサービス並びに協定の効力発生の日においてオーストラリアについて効力を有する協定に基づき各国 よる投資に関して安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める措置、 全ての分野(自然人の存在を通じて行われるサービスの提供等、先住民等、 地域政府、 農業等に関する投資、 都市部の土地への投資、 民営化等、 外国人等に

放送及び視聴覚サービス、広告サービス並びに実演

放送及び視聴覚サービス(国際共同制作等)

楽、文化及びスポーツのサービス(視聴覚サービスを除く。

流通サービス

教育サービス(初等教育及び個別の教育機関の入学許可方針等)

賭博

海上運送(内航海運等及び船舶の登録)

運送サービス

金融サービス (政府等による保証、 銀行サービスその他の金融サービス(保険及び保険関連のサービスを除く。 保険及

び保険関連のサービス、金融サービスに関する特定措置の履行要求及び勧誘)

(2) 我が国による留保(第二編)

用することができる分野、 (1)に掲げるいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、 小分野又は活動に関して、 我が国は次に掲げる十一分野 (十五項目)の留保を付する。 又は新たな若しくは一 層制限的 留保には な措置を採

·分野」、「小分野」、 「産業分類」、 「留保の種類」、 「概要」 及び「現行の措置」 の各事項が記載される。

日に効力を有する協定に基づき各国に対し与える異なる待遇、 全ての分野(公的企業等の持分等の移転又は処分、 指定された企業等にのみ認められている特定の活動、 認識されていないか又は技術的に提供可能でないサービス) 協定の効力発生の

航空宇宙産業 (航空機産業及び宇宙開発産業)

武器・火薬産業 (武器産業及び火薬類製造業)

情報通信業 (放送業

教育、 学習支援業(初等及び中等教育サービス)

エネルギー産業 (電気業、 ガス業及び原子力産業)

金融サービス

(銀行サービスその他の金融サービス

(保険を除く。

並

びに保険及び保険関

連

 \mathcal{O} サ

] ビス)

漁業及び漁業に付随するサービス (領海、 内水、 排他的経済水域及び大陸棚における漁業

土地取引に関する事項

法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス

警備業

 $(/ \setminus)$ 要請に応じて提供する照会所を指定し、 において、特に同等性に基づいて他方の締約国において得られたサービス提供者の資格を承認するよう奨励すること、この承認を 方的に又は協定若しくは取決めにより行うことができること等を定める。 一方の締約国は、 自由職業家に対して免許及び資格証明を与えるための基準等に関する情報を他方の締約国のサー 当該照会所の連絡先の詳細を当該他方の締約国に提供すること、 (附属書八) 自由職業サービスの分野 ビス提供者 0

(九) に銀行サービスその他の金融サービス(預金その他払戻しを要する資金の受入れ、 品取 第十一章に定める金融サービスに含まれる活動として、 引 外国為替取引 派生商品取 引 資産運用等)を定める。 保険及び保険関連のサービス(元受保険、 (附属書九) 貸付け、 ファイナンス・リー 再保険、 保険仲介業等) - ス、 短期金融市場 並 び

各締約国が入国及び 一時 的な滞在を求める他方の締約国の自然人に対し入国前に適当な査証等を取得することを要求することが

(+)

入国及び一時的な滞在等が許可される期間等について定める。

これらの概要は、 次のとおりである。

(1)オーストラリアの特定の約束 (第 一 編)

投資等の商用目的のためオーストラリアを訪問しようとする日本国の自然人であって、 オーストラリア国外からのみ報酬等

を得ていること等の要件を満たすもの

九十日を超えない期間の入国及び一時的な滞在

口 サービスの販売を行う日本国の自然人であって、オーストラリアに基盤を持たないこと、 オーストラリア国外からのみ報

等を得ていること、 サービス提供企業の販売代表者であること等の要件を満たすもの

六箇月を超えない期間 (この期間は、 更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

オーストラリアに合法的かつ実質的に運営される支店等を有する日本国の企業に雇用され、 当該支店等に転任する職員で

あって、幹部、 上級管理職又は専門家であるもの

幹部及び上級管理職については四年を超えない期間、 専門家については二年を超えない期間 (これらの期間 は、 更新するこ

とができる。)の入国及び一時的な滞在

IJ ·アにおける当該企業の運営の全て又は実質的な部分に責任を負うことが見込まれること、 日本国に本社のある企業の幹部である自然人であって、オーストラリアに支店等を設置しようとしていること、 設定について権限を有していること等の要件を満たすもの 当該企業の各部署の目標及び方針 オーストラ

二年を超えない期間の入国及び一時的な滞在

ホ 結している日本国の企業 貿易等に係る技能及び経験を有している日本国の自然人であって、オーストラリアにおけるサービスの提供に係る契約を締 (オーストラリアに業務上の拠点を持たないものに限る。)に雇用されていること等の要件を満たす

もの又は指定された職業に係るオーストラリア国内の基準を満たすと認められる必要な資格等を有すると評価された日本国の

年を超えない期間 (この期間 は、 更新することができる。)の入国及び一 時的 清洁在

第十二章の規定に基づき十二ヶ月を超える期間の入国及び 一時的な滞在を許可された日本国 の自然人に同行する配偶者及び

扶 八養家族

当該自然人に許可された期間と同 一の期間の入国及び一時的な滞在、 移動並び

就

(2)我が国の特定の約束 (第二編

イ 業務連絡等に参加するため、 日本国内から報酬を得る等の行為を行うことなく日本国に滞在するオーストラリアの自

九十日を超えない期間(この期間は、 更新することができる。)の入国及び一時的

口

オー

記な滞在

ストラリアの自然人(日本国への入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一

年以上

一の期間

にわたり、 日本国において物品の提供等を行う企業によって雇用されているものに限る。)であって、 当該企業の日本国にお

ける支店等に転任するもの (日本国における一時的な滞在の間に長として支店等を管理する活動等に従事する場合に限る。

年間又は三年間 (この期間は、 更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

日本国における一時的な滞在の間に日本国における事業に投資してその経営を行う活動等に従事するオーストラリアの自然

人

年間又は三年間 (この期間は、 更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

法 .律サービス等のサービスの提供者として日本国の法令に基づく弁護士等の資格を有するオーストラリアの自然人であっ

て、 日本国における一時的な滞在の間に弁護士が提供する法律サービスの提供等の活動を行うもの

年間又は三年間 (この期間 は、 更新することができる。)の入国及び一時的な滞 在

ホ 日 本国にある公私の機関との間の 個人的な契約に基づき、 日本国における一時的 な滞在の間に物理学等の 高度の水準 トの技術

又は 知識を必要とする活動であって、 出入国管理及び難民認定法に定める「技術」の在留資格に基づくもの等の事業活動に従

事するオーストラリアの自然人

年間又は三年間 (この期間は、 更新することができる。)の入国及び一時的な滞在

口 からホまでの規定に基づき入国及び一時的な滞在が許可されたオーストラリアの自然人に同行する配偶者及び子

原則として当該自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間の入国及び一時的な滞在

 (\pm) 玉 が自国の利益が他方の締約国の補助金によって悪影響を受けていると認める場合には、 各 締約国の投資家及び対象投資財産に関する補助金は、 投資に関する小委員会が見直すことができること、 問題を解決するために協議を行うこと V ず ħ カ**ュ** 方の 締

第十九章に定める紛争解決手続は本附属書の規定については適用しないこと等を定める。 (附属書十一)

(生) 為が特定の事実関係において間接的な収用を構成するか否かを決定するに当たっては、 転又は明白な差押えなしに直接的な収用と同等の効果を有する場合をいう。)について取り扱うものであること、 案ごとに、 収用に関する第十四・十一条の規定に関し、 事実に基づいて調査するものとすること等を定める。 直接的な収用及び間接的な収用 (附属書十二) (締約国による一又は一連の行為が 政府の行為の経済的な影響等を考慮し、 締約国による行 正式な権原 の移 事

(<u>士</u>) 第十七章の規定の適用を受ける調達機関 これらの概要は、 次のとおりである。 物品、 サービス等について定める。 (附属書十三)

(1) オーストラリアの表 (第一編)

イ 中央政府の機関

(i) 基準額

十三万特別引出権 物品及びサービス

五百万特別引出権 建設サービス

(ii) 調達機関

ター、 行 政控訴裁判所、 オーストラリア犯罪委員会、 司 法省、 オーストラリア高齢者介護品質局、 オーストラリア税関・国境警備庁、 オーストラリア統計局、 オーストラリア選挙委員会、 オーストラリア国 オー ストラリア連邦 際農業研究セン

警察、オーストラリア犯罪学研究所等六十九の連邦政府の機関

地 方政府の機関

口

(i) 基準額

三十五万五千特別引出 権 物品及びサービス

百万特別引出権 建設サービス

(ii) 調達機関

ク、 ウェールズ州消防局等三十四の機関)、 サービス省、 ル オーストラリア首都特別地域公共バスネットワーク、 オーストラリア首都特別地域 ゲズ州 事業省、 芸術・博物館省、 (児童・青少年委員会、 金 融 コミュニティサービス省、 ・サービス省、 法 務 • 司法省、 (オーストラリア首都特別地域賭博・レース委員会、 コミュニティ関係委員会、 計画・インフラ省、 ビジネス省、 北部準州 文化施設公社、 (先住民地域保護局、 矯正サービス省、 オーストラリア首都特別地域会計検査院、 首相府、 経済開発省、 法務・司法省、 貿易・ 教育・訓練省等十八の機関) 保健省、 投資・地域インフラ・サービス省、 会計検査院、 教育・コミュニティ省、 住宅省、 オーストラリア首都特別地域保険庁、 オーストラリア中部病院ネットワー 土地資源管理省等の三十八の機 首席大臣・ 家族・コミュニティ ニュー ニューサウス サウスウェー 財務省、

その他の機関

関)

等全八特別地域、

州及び準州の政府の機関

(i) 基準額

四十五万特別引出 権 物品及びサー ・ビス

Ŧī. 百万特別引出 建 設サービス

(ii) 調達機関

管理庁、 オーストラリア通信メディア庁、 オーストラリア人権委員会、 オーストラリア競争・消費者委員会、 オーストラリア健康福祉研究所、 オーストラリア金融安全庁、 オーストラリア海洋科学研究所、 オー オーストラリア ストラリア水産

海洋安全庁、オーストラリア国立海洋博物館 オーストラリア原子力科学技術機構等二十六の機関

商

= 物品

イからハまでに掲げる調達機関が調達する全ての物品 (血液及び血液関連製品並びに特段の定めがある場合を除く。)

ホ サービス

律サービス、電気通信サービス、 イからハまでに掲げる機関が調達する全てのサービス 教育サービス、 金融サービス、 (血漿分画サービス、政府広告サービス、 運送サービス並びに特段の定めがある場合を除く。 健康及び福祉サービス、

法

建設サービス

イからハまでに掲げる機関が調達する全ての建設サービス (特段の定めがある場合を除く。)

般的注釈

 \vdash

チ 基準額の 価額

先住民の健康及び福祉のための措置、

先住民の経済的及び社会的な発展のための措置等については、

中小企業に利益を与えるあらゆる形態の特恵、

美術的、

歴史的又は考古学的な価値のある国家的財産の保護のための措置、

第十七章は適用しない。

イからハまでに掲げる基準額の価額の換算の方法、 日本国に対する基準額等の通報について定める。

(2)

日

本国

1の表

(第二編)

イ 中央政府の機関

(i) 基準額

十万特別引出権

物品

四百五十万特別引出 権 建設サービス

四十五万特別引出 十万特別引出権 権 その他のサービス 建築のためのサービス、 エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

(ii) 調達機関

衆議院、 参議院、 最高裁判所、 会計検査院、 内閣、 復興庁、 人事院、 内閣府、 宮内庁、 国家公安委員会(警察庁)等会計

法の適用を受ける二十三の機関

口 地 方政府の機関

(i) 基準額

二十万特別引出権 物品

千五百万特別引出権 建設サービス

百五十万特別引出 権 建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サー

・ビス

二十万特別引出権 その他のサービス

調達機関

(ii)

全ての都道府県を含む地方自治法の適用を受ける五十九の都道府県及び指定都市

その他の全ての機関

(i) 基準額

十三万特別引出権

物品

四百五十万特別引出権

日本郵政公社を承継した機関が調達する建設サービス

千五百万特別引出権 A群に掲げる機関 (日本郵政公社を承継した機関を除く。) が調達する建設サー

建築のためのサービス、

エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス

・ビス

四百五十万特別引出権 B群に掲げる機関が調達する建設サービス

その他のサービス

四十五万特別引出権

十三万特別引出権

(ii) 調達機関

1 A 群

式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、 独立行政法人水資源機構、 独立行政法人鉄道建設 ·運輸施設整備支援機構、 首都高速道路株式会社、 成田国際空港株式会社、 阪神高速道路株式会社、 東日本高速道路株 本州四

51

国連絡高速道路株式会社、 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構等五十九の機関

2 B 群

育会館、 ンター、 独立行政法人国立公文書館、 独立行政法人国立科学博物館 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、 独立行政法人情報通信研究機構、 独立行政法人物質・材料研究機構、 独立行政法人国立青少年教育振興機構、 独立行政法人酒類総合研究所、 独立行政法人防災科学技術研究所等六十の 独立行政法人大学入試セ 独立行政法人国立女性教

機関

= 物品

ホ 機器、 金属加工機器、 サービス イからハまでに掲げる調達機関が調達し、 イからハまでに掲げる調達機関が調達する全ての物品。ただし、防衛省に関しては、 物質取扱用機器、 サービス提供機器及び販売機器、 ロープ、 ケーブル、 かつ、 鎖及びこれらの取付具等の物品の調達についてのみ適用する。 特別の工業用機器、 農業用機器、 建設用、 鉄道用機器、 鉱山用、 トラクター、 掘削用及び道路維持用 木工機器、

千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類によって特定される次の全ての

サ ービス

建設工事

É 動車の保守及び修理のサービス

モーターサイクル (原動機付自転車を含む。)及びスノーモービルの保守及び修理のサー

・ビス

その他の陸上運送サービス (郵便の陸上運送を除く。

運転者を伴う海上航行船舶の賃貸サービス

海上航行船舶以外の船舶 (運転者を伴うもの) の賃貸サービス

航空運送サービス (郵便の航空運送を除く。)

貨物運送取扱いサービス

クーリエ・サービス

電気通信サービス等のサー ・ビス

建設サービス

イからハまでに掲げる調達機関が調達する建設工事(千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類第五一区分)

\vdash 一般的注釈

達について、この協定を適用する。 二千十年十二月十日の時点の民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の適用範囲内の事業に係る調

チ 基準額の価額

イからハまでに掲げる基準額の価額の換算の方法、

オーストラリアに対する基準額等の通報について定める。

22 実施取極

の交換及び秘密性等、 原 産地証明書の発給に係る手続、 両締約国政府が協定を実施するための詳細及び手続を定める。 原産品であることについての確認における連絡に係る事項、 税関手続に係る相互支援並びに情報

三 協定の実施のための国内措置

るための特別な予算措置は、

必要としない。

関する法律案」 この協定を実施するため、 及び 「関税暫定措置法の一部を改正する法律案」が今次国会に提出されることとなっている。 「経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に なお、この協定を実施す